

居宅介護支援事業

《居宅介護支援事業とは》

介護保険で要介護認定を受けたご本人及びご家族の依頼により、利用者様の心身の状態及びご家族の状況に応じて、ご利用者の希望に基づき、訪問看護・訪問介護・通所介護などの適切なサービスが、総合的に提供できるように居宅サービス計画（ケアプラン）を作成致します。又、介護がスムーズに行えるようにサービス実施期間等との連絡調整を行います。

これらを行う担当者を介護支援専門員（ケアマネージャー）と呼びます。

《主な業務内容》

1. 介護にかかわるご相談や、要介護認定に申請の手続きの代行。
 2. 居宅介護サービス計画（ケアプラン）の作成。
 3. 介護サービスを利用するために必要な連絡調整。
 4. 市町村、保健医療福祉サービス機関との連絡調整。
 5. 居宅サービスご利用時の苦情受け付け。
- * 2～5の業務につきましては、利用者様の同意を得た上で行う介護保険の給付対象です。

《営業日・営業時間》

月曜～金曜 午前 8：30～午後 5：00

土曜 午前 8：30～午後 0：30

*但し、日曜日、祝祭日、メーデー(5月1日)、お盆(8月16日)、
年末年始(12月30日～1月3日)は休業となります。

*当事業所は特定事業所となっており、24時間対応可能な体制を整えています(要介護の方)

《ご利用料金》

要介護・要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担は生じません。

《交通費》

サービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

サービス提供地域：大崎市（旧古川市、旧松山町、旧田尻町）、美里町(旧小牛田町)